令和7年3月14日現在
世　田　谷　区

【重要】 労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には、世田谷区公契約条例に基づく「労働報酬下限額」が適用されます。

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

【工事請負契約の場合】

下表のとおり、東京都の公共工事設計労務単価（令和7年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）

号	職種	労働報酬下限額（1時間当たり）
1	特殊作業員	3，177円
2	普通作業員	2，848円
3	軽作業員	1，966円
4	造園工	2，880円
5	法面工	3，549円
6	とび工	3，496円
7	石工	3，485円
8	ブロック工	3，241円
9	電工	3，464円
10	鉄筋工	3，464円
11	鉄骨工	3，145円
12	塗装工	3，666円
13	溶接工	3，932円
14	運転手（特殊）	3，241円
15	運転手（一般）	2，699円
16	潜かん工	3，932円
17	潜かん世話役	4，707円
18	さく岩工	4，208円
19	トンネル特殊工	3，804円
20	トンネル作業員	3，294円
21	トンネル世話役	4，304円
22	橋りょう特殊工	3，698円
23	橋りょう塗装工	3，772円
24	橋りょう世話役	4，314円
25	土木一般世話役	3，443円

号	職種	労働報酬下限額（1時間当たり）
26	高級船員	4，059円
27	普通船員	3，273円
28	潜水士	5，302円
29	潜水連絡員	3，879円
30	潜水送気員	3，762円
31	山林砂防工	3，411円
32	軌道工	6，099円
33	型わく工	3，369円
34	大工	3，230円
35	左官	3，507円
36	配管工	3，039円
37	はつり工	3，199円
38	防水工	3，836円
39	板金工	3，634円
40	タイル工	2，880円
41	サッシ工	3，411円
42	屋根ふき工	3，602円
43	内装工	3，507円
44	ガラス工	3，358円
46	ダクト工	3，145円
47	保温工	2，944円
49	設備機械工	2，975円
50	交通誘導警備員A	2，147円
51	交通誘導警備員B	1，870円
52	上記以外の職種	1，460円

第1号～第51号の職種の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については**1時間当たり　1，619円**となります。

【工事以外の契約の場合】（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定　等）

1時間当たり1，460円

※上記の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話 :03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX :03-5432-3046

世田谷区　公契約条例　検索